

第6回全国代表者会議の報告

1. 開催日時 2014年11月2日(日) 13時~16時5分

2. 開催場所 大阪コロナホテル 本館 310会議室

3. 出席者

(1) 各都府県本部代表者 全員 19名

(2) 全国本部四役 全員 8名



4. 議長 山口県・秋枝睦子委員長 熊本県・勝木加代子副委員長

5. 報告事項

第2回常任理事会(10/19)について、平松事務局長及び塩田事務局次長より、事前送付文書のとおり報告された。

6. 協議事項

2015年度協会事業計画・予算に対する意見・要望について協議し、提案どおりの内容で、全員一致で承認された。

7. 交流事項

各都府県活動の実態が交流され、全国本部への質問に対して四役より報告や説明がされた。



1. 基本的事項

救済事業に関しては、守る会が主体的に役割を果たすことが求められており、その立場から次のとおり意見・要望を述べる。

《事業》

(1) 第二次10カ年計画に基づく取組

2015年度は、第二次10カ年計画の第二期の1年目として、定款に基づく公益目的事業を着実に実施し、特に2つの重点事業などの重要課題の取組を促進されたい。

(2) 障害のある被害者の将来設計実現の援助事業

「将来設計の実現の援助」に関して被害者本人・親族が主体的に参加することを重視されたい。将来設計実現の援助の重点課題として、「生活の場」「後見的援助者」の確保と同時に、二次障害や生活習慣病等の健康課題に取り組まれたい。

また障害者総合支援法や介護保険の関連施策、生年後見制度、日常生活自立支援事業等の公的制度の活用を促進し、将来設計実現の援助事業の目的達成を図られたい。

(3) 自主的健康管理の援助事業

救済事業協力員活動の促進などにより、自主的健康管理の援助事業の目的達成を図られたい。

《運営と体制》

(1) 県事務所統廃合後の定着

県事務所統廃合後の事業と運営・体制の定着を図り、必要に応じて出張所の閉所や存続について守る会と懇談されたい。

(2) 三者の協力

「あり方」に基づく援助要綱の重点事業の実施にあたっては、三者の協力を重視されたい。また障害者総合支援法関連施策及び介護保険制度等の救済事業に関連する社会保障制度改革については迅速に把握・対応し、三者の協力の促進を図られたい。

(3) 守る会の組織的協力

現地二者懇談会や救済事業協力員活動の「事業推進の軸」の活動における守る会の組織的な参加と協力を重視されたい。

(4) 専門家及び行政協力

地域救済対策委員、相談員等の配置・補充にあたっては、将来を見通したものとなるよう配慮されたい。

また、厚生労働省通知に基づく障害のある被害者のサービス事業の活用などに対する行政協力の促進を図られたい。

「行政協力の仕組みづくり」では、厚生労働省通知の活用など、4項目の取組を重視されたい。

二者懇談会での協議により、厚生労働省通知に基づき市町村に写しが交付される対策対象者名簿の登載を促進し、登載者に対する適切な相談対応の具体化を市町村に要請されたい。

2. 具体的事項

守る会は、「事業推進の軸」の活動である現地二者懇談会及び救済事業協力員活動を重視し、組織的協力を

してきた。その立場から次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 相談事業

- ①各ブロックで、より計画的で安定した救済事業協力員活動となるよう取り組み、連帯して健康を守るネットワークづくりを進められたい。
守る会の協力も得て協力員の必要な配置及び活動をさらに推進されたい。
そのため、9月に開催された全国協力員研修会議報告集の活用を図られたい。
また、必要な場合、ブロック研修会議を開催されたい。
アンケート①被害者全体の対策対象者名簿登載については、現地の状況を尊重した上で、「呼びかけ」活動などを通して、取り組みを促進されたい。
- ②障害福祉サービス等利用計画等の制度に対応した相談事業の充実を図られたい。
- ③保健相談に関して専門の相談員によるフォローは大きな励みになる。今後も積極的な働きかけをお願いしたい。
- ④今後、退職等に伴い多くの被害者にかかわる公的制度に変化が生じるため、制度活用を促進させるための情報提供を重視されたい。

(2) 保健・医療事業

- ①保険診療扱いの医療費の援助を継続されたい。
- ②「今後の検診事業」に基づく検診の受診率を引き上げ、定着を図られたい。そのため、検診実施の契約医療機関を増やすなどの条件整備を促進されたい。また、がん対策を強化し、禁煙対策を含む生活習慣病の予防を重視されたい。
- ③B型C型肝炎対策として、全員が罹患検査を受診することをめざし取り組まれたい。また、国の肝炎治療特別促進事業も活用し、罹患者の治療の促進を図られたい。
- ④守る会及び救済事業協力員の主体的な意見を重視した健康相談会の開催により、被害者の日常的な健康増進対策を促進されたい。
- ⑤「私の健康設計」を含めた健康ノートの活用事例や活用継続の工夫を周知し、健康日本21（第二次）施策の活用など、自主的健康管理に係る啓発を促進されたい。

(3) 生活の保障・援助の事業

- ①将来設計が実現または実現の見通しがある場合は、ネットワーク機能の維持など、これまでの援助を継続されたい。また、保健所・福祉事務所・主治医・作業所などの地域生活支援のネットワークづくり及びそのための行政協力の促進、社会保障制度改革等（障害者総合支援法関連施策の動向等）の情報提供を重視されたい。
- ②親と同居している障害被害者の自立への取り組みは緊急を要するので、成年後見制度等も含め早急に対処されたい。
- ③二次障害の実態調査結果に基づく対策を促進されたい。
- ④糖尿病や高血圧等の疾病及び症状のある知的障害や精神障害のある被害者への対応策を図られたい。
- ⑤災害発生時等の緊急時の対応についても「私の将来設計と協会援助プラン」に位置づけ、地域の支援対策及び災害対策基本法に基づく行政の避難対策の確立をすすめられたい。
- ⑥公的制度の利用のしにくい精神障害者の実態を把握して、行政協力の促進により、これからの生活に必要な対応と配慮をお願いしたい。
- ⑦障害施設への入所及びグループホームへの入居を要望する被害者・親族への援助を強化されたい。また、重度の障害被害者（医療的ケアの必要な被害者も含む）の生活の場を確保するための制度活用を促進されたい。

- ⑧介護保険の優先適用によるサービス利用の後退及び利用料負担の増加について守る会と協議し、厚生労働省に改善を要請されたい。
- ⑨精神被害者の社会復帰施策では社会資源が乏しいため、行政との連絡をとりながら、これからの生活に必要な対応と配慮をされたい。
- ⑩高齢基礎年金等と関連したひかり手当等の扱いについて検討されたい。
- ⑪障害のある被害者の生活保障等のため、特例扱いの解消による年金減額に伴ってひかり手当等を減額されないよう配慮されたい。

(4) 自立生活促進事業

より安定した雇用及び就業促進向けの厚生労働省通知に基づく都府県労働局との懇談・協議や、公共職業安定所の協力などにより、就業の安定・確保に向けての対応を強化されたい。

(5) 調査研究事業

- ①被害者の自主的健康管理の取り組みを促進させるため、疫学研究を継続し必要に応じて公表されたい。
- ②ひ素ミルクの飲用ががん罹患におよぼす影響を研究調査されたい。

(6) 広報事業

- ①会報「ふれあい」は分かりやすい文章で様々な情報を提供してくれている。今後も充実した紙面作りをお願いしたい。また、「守る会からのお知らせ」掲載を継続されたい。
- ②ホームページで会報「ふれあい」を順次に追加掲載されたい。

(7) その他

現地二者懇談会で協議し、被害者同士のつながりを重視して「自主的グループ活動」や「ふれあい活動」の促進を援助されたい。

「事業推進の軸」の活動と関連して、現地二者懇談会や救済事業協力員研修会議の出席でやむを得ず駐車場を利用する場合の利用料を支給されたい。